

| | |
|------------------|---|
| Title | 中国の体育・スポーツに関する法令・条例(その2): 中華人民共和国 |
| Sub Title | China's laws and regulations on physical education and sports (II) (the People's republic of China) |
| Author | 笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke) |
| Publisher | 慶應義塾大学体育研究所 |
| Publication year | 1974 |
| Jtitle | 体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.14, No.1 (1974. 12) ,p.11- 29 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00140001-0011 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国の体育・スポーツに関する 法令・条例（その2）

——中華人民共和国——

笹 島 恒 輔*

1. は じ め
2. 1949年～1960年
3. 1960年～1966年
4. 文化大革命の期間とそれ以後
5. む す び

1. は じ め

体育・スポーツに関する法令・条例を調査研究することは、時の為政者が体育・スポーツに対してどのような考え方をしていたか、また、当時の社会、経済状況が体育・スポーツに対して何を要求し、何を期待していたかを知ることが出来るのである。勿論そのためには法令・条例の公布された時代の社会の動きについても触れなくてはならない。

本研究は中華人民共和国において公布された体育・スポーツ関係の法令・条例・指示・通達についてその公布の背景となった社会、経済状況に触れて述べるものであるが、法令・条例以外に毛沢東の発言が体育・スポーツについて大きな影響を与えているのでその発言についても言及する。

中華人民共和国の成立は1949年10月1日であるが、国家成立以前の中華ソビエト臨時政府（1931年～1934年）、辺区政府（1937年～1948年）並びに地方人民政府（1948年～1949年）の時代⁽¹⁾においても体育・スポーツに関する法令・条例は公布されてはいるが、その適用範囲は限られた地域であり、また、原資料を入手することが不可能であるので本研究からは除外した。

1949年に成立した中華人民共和国においては、国家成立期、大躍進から人民公社化への時期、文化大革命期と国の社会・経済状況に大きな影響を及ぼした動きが国家成立後の25年間にあったのである。当然この動きは体育・スポーツに変化をもたらし、それにとまって法令・

* 慶應義塾大学体育研究所教授

条例も公布されて来ている。1966年に始まった文化大革命後1974年12月までに他の国の国会にあたる人民代表大会が開催されていないので、文化大革命以後は法令・条例ではなくて、指示という形式で体育・スポーツの在り方を規制している。文化大革命後の教育をはじめとして各界の改革は現在試行錯誤の段階で種々の実験を繰り返しているので、法令・条例の公布まではいかず、指示により処置しているとも考えられる。

注 (1) 1937年の第2次国共合作とともに共産党の勢力下は辺区となり、辺区政権が成立し、共産党の勢力拡大につれて辺区が合併して人民政府となった。

2. 1949年～1960年

1945年8月、日本の敗戦により太平洋戦争は終結し、明治以来発展した日本の勢力は一挙に大陸から拭掃され、1937年7月の日華事変以来の日本の中国占領は終わった。この旧日本軍支配地域の接収をめぐる国民党と共産党の争いが激化した。共産党は解放区を拡大し中国民族の全面解放をはかったが、国民政府はアメリカの軍事援助のもとに旧日本軍支配地を掌握し共産党の指導する解放区の消滅を企てた。しかし、アメリカの調停により停戦がなり、1946年1月に重慶で政治協商会議が開催され、中国の統一政府樹立を決議した。同年3月以降両者の関係は再び悪化し、1947年1月に国民党は単独で憲法を公布し、中国共産党に対する攻撃を開始し、全面的武力戦に突入した。国民党軍は始めは優勢であったが、1947年夏頃からはこれが逆になり、次第に各地を共産党に占領され、1948年末には満州全土が、1949年1月には北京・天津が共産党の手に帰し、国民政府は同年4月広東、10月重慶、つづいて成都と遷都し、1949年12月9日に台湾省に移った。

この間、中国共産党は1948年以来、華北人民政府、中原臨時人民政府、東北人民政府と次々に地方政府を樹立するかたわら、1949年3月には人民政府本部を北京に移し、10月1日に毛沢東を主席とする中華人民共和国を成立させた。

中華人民共和国成立の際の問題点は、教育では80%の文盲をいかにして減少させるかということと、保健思想を徹底させるかということにあった。⁽²⁾臨時憲法ともいべき1949年9月公布の「中国人民協商会議共同綱領」の第48条に「国民体育をすすみ衛生医学事業をひろめ、母親・乳幼児及び子供の健康に留意する」と規定していることからもうかがえる。1954年9月20日公布の「中華人民共和国憲法」第94条に「……国家は、とくに青年の体力及び智力の発展に配慮する」と規定し、体育に国家が関心をもっていることを示している。

1949年から1960年までの時期においては、まず保健思想の普及、次いで学校体育、社会体育

の充実、その後にスポーツの普及という方針がとられてきた。しかし、中華人民共和国成立の翌年の1950年6月に朝鮮戦争が起こったため、国家の建設に力をいれだしたのは1953年に第1次5カ年計画が発足してからであり、学制の公布も、体育政策が具体的に示されたのも1953年以降である。

体育政策として最初にとりあげられたのは国民の健康増強と体位の向上であった。1951年7月13日に政務院第93次政務会議を通過した「中央人民政府政務院各級学校学生健康状況の改善に関する決定」⁽³⁾を8月6日に公布している。その中で、学校保健指導委員会が各学校の保健工作の改善と調査に責任を負い、学校は学校衛生と医療を積極的に改善することに責任を負い、衛生教育を行ない良好な衛生習慣を養成する。入学生には体格検査を行ない、重い伝染病患者の入学を制限する。学生の体格検査で、慢性の伝染病患者を発見した際には休学させて療養をさせる。軽微の患者には注意して伝染を防止させる。⁽⁴⁾と規定している。

1951年11月24日には国民の健康増強と体位の向上をはかるために、中央人民政府教育部、衛生部を始めとして政府の関係機関から、「ラジオ体操を奨励する連合通知」が出され、「12月1日から各地の放送局はラジオ体操の放送を開始するが、これは国民に体育を普及するための一つの重要な手段である。体操は国民の体育活動の基本であり、人民の健康の改善に役立ち、将来他の体育活動に参加するための興味を引きおこさせる。」⁽⁵⁾としている。この通知以後幾種類ものラジオ体操が発表された。

学校体育

学校体育に関しては1951年8月10日政務院第97次政務会議で採択され、10月1日に政務院命令として公布された「学制改革に関する決定」⁽⁶⁾で学制の改革が指示され、それにもなって、1952年3月に教育部から「小学校暫行規則(草案)」⁽⁷⁾が公布され、次いで、1953年11月26日政務院第195次政務会議で採択された「小学教育の整備改善に関する指示」⁽⁸⁾が出され、小学校暫行規則で5年とされた小学校の修業年限が1953年の指示で6年と改められた。

中学校高等学校(中国では初級中学、高級中学と称し、法令は中学校である。)に関しては、1952年3月教育部公布の「中学暫行規則(草案)」⁽⁹⁾と、1954年4月8日政務院第212次政務会議で採択された「中学教育の改善と発展に関する指示」⁽¹⁰⁾がある。

これらの法令により学校における体育の授業時数は週2時間と定められた。

体育の目標については、小学校では「児童に強健な身体と活潑、明朗な性格および衛生上の基本的知識と習慣を持たせる。」⁽¹¹⁾(小学暫行規則〈草案〉)とあり、中学・高校については、「生徒の体育衛生の知能と習慣を養い強健な体格を作ること。」⁽¹²⁾(中学校暫行規則〈草案〉)となっており、「中学体育教学大綱(草案)」(1956年教育部公布)によると、

1. 身体を鍛錬し、健康を増進し、身体の正常な発育を促進する。
2. 教学大綱に規定した体操、遊戯と各種主要競技、運動の知識と技能を生徒に教授し、併せて学生の身体の素質（敏活・迅速・力量と耐久力等）を授業中心に発展させる。
3. 生徒に愛国主義思想、労働愛好、集体主義精神を具有させ、規律、堅毅、勇敢、機敏、楽観等の共産主義品質を自覚させる。
4. 生徒に学習、生活と工作中に個人と公共の衛生的習慣を養越する。
5. 生徒に体操、遊戯、競技運動を愛好し、興味と日頃の自覚から身体鍛錬に参加する習慣を培養する。

⁽¹³⁾
となっている。

体育の課程標準は1960年までには公布されなかったが、1952年3月教育部公布の「小学暫行規則（草案）」の第19条に「小学校の各科教授要綱は中央教育部が別に規定する。」とあり、「中学暫行規則（草案）」の第15条に「中学校の課程標準は別にこれを定める。」とあり、課程標準⁽¹⁴⁾
⁽¹⁵⁾公布の意志のあることを明らかに示している。また、1955年9月2日教育部公布の「小学教育計画」の中に、「……今後もしある教科について教授要綱が作成されたときは、その科目の授業は、作成された教授要綱によっておこない、……」とあるので、課程標準を公布する意志の⁽¹⁶⁾
あったことをうかがうことが出来る。

事実「小学体育教学大綱（草案）」（小学校体育の教授要綱〈草案〉）は1956年の学年から全国各地で試行させて小学校体育の基本任務についての結論を得ようとしていたのである。「中学体育教学大綱（草案）」には各教科の実施方法について触れている。⁽¹⁷⁾
⁽¹⁸⁾

体育の到達目標については1956年8月11日に教育部は、労働衛國体育制度条例（労働制）を学校体育の教材として取り入れることを指示しており、同年11月14日に教育部は、初級中学においては労働制の少年級の項目を教材に、高級中学（高校）においては労働制の1級の項目を教材として取り入れるように指示している。このことは体育の目標を体力検定である労働衛國体育制度条例の合格においていたと考える方がよいであろう。⁽¹⁹⁾
⁽²⁰⁾
⁽²¹⁾

体育の授業時数については、1955年9月2日教育部公布の「小学教育計画」、1955年6月10日教育部公布の「1955～1956学年度中学授業時間表についての通知」に毎週2時間と定められていたが、高級中学の男子については、1956年11月14日の教育部の指示で、軍事教練を課している学校の体育の授業は毎週1時間とし、教材も週1時間に合うように改める。となった。⁽²²⁾

体育施設に関しては、1956年2月16日の高等教育部の指示で、大学・専門学校に関しては、学生数4,000人以下では1人15平方米、4,000人以上では1人12平方米と規定され、多雨地帯と寒冷地では体育館を建設するように規定した。⁽²³⁾しかし、他の学校についての規定は公布されていない。小・中学校の課外体育に関する指示には施設の不十分な学校では校外の公共施設を利

用するとしているので、十分な施設を持っていない学校が数多く存在していたと思われる。そのため小・中学校の体育施設に関する規定を定めても直ちに実施が困難のために公布されなかったとも考えられる。

課外体育

小学校の課外体育については、1955年9月2日教育部公布の「小学校の課外活動に関する規定」の中に体育を含んでいる。課外活動は文化的なもの⁽²⁴⁾と体育的なものを含んでおり、その時間は毎週120分ないし240分実施としている。

体育については、サークルに分けて行い(たとえば7人ないし14人を1組として行う)、一定の時間内サークルで指定したサークル長がそのサークルの組員を指揮して活動する。教材は体育科で用いる教材の練習を主とする。各サークルとも毎週2回ないし3回これを行う、としている。

実施方法については、原則として毎日行うものとしており、たとえば、毎週6回行うとすれば、毎回40分として合計240分となり、二部制、複式学級、あるいは条件がどうしても難かしい学校では、適宜減少しても差支えないが、毎週少なくとも3回(隔日に1回)、合計120分は実施しなければならない、としている。

1956年7月12日教育部公布の「小学校体育工作改進に関する指示」では、「課外体育の活動は各サークルが毎週2回ないし3回実施する。二部制と施設の狭い学校では家庭サークルを組織して近くの空地か校外の公共の場所を利用して活動を行なう。課外体育の活動は体育グループと運動グループの2種に分かれる。体育グループは班を単位としており、その内容は体育科で学ぶ教材を主とし、その他に生徒の年齢と身体訓練の水準に適した運動項目と遊戯を加える。運動グループは5・6年生を主とし希望者で組織し、体育科の教材以外の小学生に適したスポーツを行う。例えば、小ゴムボール、小サッカー、小バスケットボール、卓球、体操、陸上競技、ダンス等である。運動グループに参加した者は再び体育グループに参加することは出来ない。

学校のグラウンドが狭く設備が不足する場合には、校外の児童少年の教育機関、例えば、少年の家、少年宮、児童体育場、少年業余体育学校等の施設を利用して体育活動を行う。また此等の機関は小学生の体育活動が行えるように配慮する。

小学校の内、外での競技会、運動会は学校の正課、課外で習った運動種目を主として実施する。」とある。

中学・高校については、1957年3月5日教育部公布の「1957年学校体育工作に対する意見」の中で、「中等学校生徒の課外体育の時間は原則として毎週2～3回、毎回45分となっているが、実際の状況により多くの異なった方法がある。一般には毎週2回、1回45分とするが、一

部の生徒は少ないと感じる。このため、原則上は週2回とするが、その時間を45分から90分と改め、各学校で具体的に決定する。高学年生とスポーツチームの時間は、低学年生と鍛錬グループに比較して一様でなくとも良い。」⁽²⁶⁾としている。

体育授業時間中或いは課外体育の際の傷害事故については、1955年7月教育部公布の「中・小学児童、生徒の過重な負担軽減に関する指示」、1956年2月16日公布の「指導強化に関する一般高等学校の体育運動の聯合指示」、1956年11月14日公布の「中学・師範学校体育の各個の問題に関する指示」の中で傷害の予防について触れている。

社会体育

1954年1月に中国共産党は人民の体育運動を強化するための指示を出している。それは、「人民の健康状態を改善し、人民の体質を増強することは党の重要な政治任務の一つである。現在の人民の健康状況は各種の仕事に適していない場合もある。体育工作の増強は重大な意義がある。各地において体育工作を展開させ、各級の党委員会はこれに対する宣伝を行なわなくてはならない。」⁽²⁷⁾というものである。

この指示に従って政務院は政務院205次政務会議の議決を経て、1954年3月1日に「政府機関は就業時間中の体操と体育運動を実施するための通知」を公布した。

この通知は5項目からなっており、それは、

- (1) 毎日午前か午後の就業時間から10分間を抽出して課業間の体操を正式に規定する。体操を行う時には、幹部は指導と組織の指導ならびに参加についての責任を負う。このほか、朝の体操、球戯等の多種多様の体育活動を提唱する。
- (2) 体育・スポーツと文芸・娯楽は密接な関係にあるので、仕事の余暇、休日等の機会を利用して、競技会、文芸娯楽、体育の夜の会合、郊外へのハイキング、その他の身心の健康のための活動を組織する。
- (3) 体育・スポーツの宣伝活動と体育・スポーツの積極分子の養成を必ず行う。
- (4) 具体的状況下に逐次運動場と設備を増設してゆく。体育・スポーツの経費は節約の原則の下に正式に行政費の予算に計上する。
- (5) 機関（役所などの組織ある団体）の体育工作は、党と行政の統一指導下に機関の工会、青年団、倶楽部が具体的に責任を負ってこれを組織する。⁽²⁸⁾

となっている。

この政務院の通知に先立って、実施機関の中華全国総工会は1954年1月の中国共産党の指示に従って、1954年1月26日に「中華全国総工会に關係のある廠礦企業の工員の大衆体育運動に関する指示」を出している。この指示は、「中央の指示した人民の健康状況の改善、人民の体

質の増強は党の重要な政治任務の一つである。工会は党中央の指示の精神を断固として堅持して組織をつくり、工員の大衆体育工作を展開する。体育は共産主義教育の一部であり、この強化は、健康的で積極的に社会主義労働に従事し、勇敢に祖国を防衛する工員を養成する。」としている。

この指示の出された理由として、「現在の工員大衆の健康状態は生産の需要に適応しない。往々工員の病気による欠勤で生産が影響を受けている工場、鉱山が少なくない。このような状況は改造を必要とする。衛生方面を強化して逐次に改善をしていくほかに、体育運動を展開することは、一種の積極的な有効な方法である。」としており、体育運動の展開法を8項目に分けている。

⁽²⁹⁾
中華人民共和国成立以前においては労働者階級は体育・スポーツを実施するということは思いもよらないことであり、事実生活に追われて何も実施していなかったのである。また、恵まれない生活環境から身体の発育、健康状態も悪かったのである。

政府は体位の向上と健康状態の改善に積極的に取り組み、体育政策として強力に推進していたのである。

1955年1月19日に中華全国総工会は「中華全国総工会に關係する工員の体育運動展開に関する暫行弁法綱要」を公布した。これは前に出された指示に肉付をしたもので、①方針任務、②組織建設工作、③宣伝教育工作、④運動競技工作、⑤運動場の設備、修理、建設、保管と利用、⑥体育運動経費、⑦奨励。について規定していた。

⁽³⁰⁾
国民の体力向上のための体力章検定の「労働衛國体育制度条例」(労働制)が1958年10月20日の国務院全体会議第81次会議で批准され、1958年10月25日に中華人民共和国体育運動委員会から公布された。労働制はソ連の「G・T・Oノルマ」を模範にしたと言われている。1954年5月4日に「準備労働与衛國体育制度暫行条例」(暫定条例)、1956年2月29日に「労働和衛國体育制度条例(修改草案)」(修正草案)が公布され、種々の検討を経て本条例の公布となったのである。

⁽³¹⁾
労働制は12条からなっているが、その目的は第1条に、「労働衛國体育制度(略称労働制)は社会主義国家建設のため人民の体育鍛練上の基本的要求により制定する。その目的は人民の体育鍛練への積極的参加を奨励し、併せて体育運動の普及を促進し、運動技術の水準を高め、人民の身体を強壮にし、意志を堅固にし、更に社会主義建設と祖国防衛に奉仕する好機を与えるにある。」とある。

⁽³²⁾
労働制は1級と2級に分れており、年齢別、男女別の合格基準が定められていた。(労働制の詳細については、慶應義塾大学「体育研究所紀要」第4巻第1号20~23頁に詳細に述べているので参照されたい。)

合格基準は次の通りである。(第18頁および第19頁)

中国の体育・スポーツに関する法令・条例

労働衛國体育制度 1 級項目標準

| 項 目 | 標 準 | | | | | | | | |
|-----|---|-------------------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 男 子 | | | | 女 子 | | | | |
| | 16—18歳 | 19—30歳 | 31—40歳 | 41歳以上 | 16—18歳 | 19—25歳 | 26—35歳 | 36歳以上 | |
| 1 | 100m 走 | 14秒4 | 14秒2 | 15秒 | — | 17秒 | 17秒2 | 17秒8 | — |
| | 又は 60m 走 | 8秒8 | 8秒6 | 9秒4 | — | 10秒4 | 10秒6 | 11秒 | — |
| 2 | 1500m 走 | 6分 | 5分50秒 | 6分30秒 | 7分30秒 | — | — | — | — |
| | 800m 走 | — | — | — | — | 3分50秒 | 3分45秒 | 4分15秒 | 4分50秒 |
| 3 | 走 幅 跳 | 3.80m | 4.20m | 4.10m | 3.40m | 3.10m | 3.10m | 2.90m | 2.50m |
| | 又は 走 高 跳 | 1.15m | 1.20m | 1.15m | 1.05m | 1.05m | 1m | 0.95m | 0.90m |
| 4 | 重 量 拳 | 附 属 書 類 (1) を 見 よ | | | | — | — | — | — |
| | 又は 腕 立 伏 臥 | 6回 | 7回 | 4回 | 3回 | — | — | — | — |
| 5 | 射 擊 運 動 | 附 属 書 類 (2) を 見 よ | | | | | | | |
| | 又は 手 榴 弾 投 700g 女 500g | 30m | 32m | 32m | 30m | 17m | 18m | 18m | 17m |
| 6 | 行 軍 男子 6km 負荷 5kg 女子 4km 負荷 3kg | 44分 | 42分 | 47分 | 51分 | — | — | — | — |
| | 水 泳 100m 女 50m 操 体 ス ケ ー ト 男 1500m 女 800m | 5分30秒 | 5分20秒 | 5分40秒 | 5分50秒 | 2分40秒 | 2分45秒 | 2分50秒 | 3分 |

労働衛國体育制度 2 級項目標準

| 項 目 | 標 準 | | | | | | |
|-----|---|-------------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 男 子 | | | 女 子 | | | |
| | 17—30歳 | 31—40歳 | 41歳以上 | 17—25歳 | 26—35歳 | 36歳以上 | |
| 1 | 100m 走 | 13秒6 | 14秒 | 16秒 | 16秒 | 17秒 | 18秒 |
| | 又は 200m 走 | 28秒 | 30秒 | 34秒 | — | — | — |
| 2 | 3000m 走 | 12分10秒 | 13分30秒 | 15分 | — | — | — |
| | 800m 走 | — | — | — | 3分20秒 | 3分50秒 | 4分30秒 |
| 3 | 走 幅 高 跳 | 4.80m | 4.40m | 3.90m | 3.60m | 3.30m | 3m |
| | 又は 走 高 跳 | 1.35m | 1.25m | 1.20m | 1.10m | 1.05m | 1m |
| 4 | 重 量 拳 | 附 属 書 類 (1) を 見 よ | | | — | — | — |
| | 又は 腕 立 伏 臥 | 10回 | 8回 | 6回 | — | — | — |
| 5 | 射 擊 運 動 | 附 属 書 類 (2) を 見 よ | | | | | |
| | 又は 手 榴 弾 投 700g 女 500g | 40m | 38m | 32m | 23m | 21m | 18m |
| 6 | 行 軍 男子 10km 負荷 5kg 女子 6km 負荷 3kg | 70分 | 75分 | 85分 | — | — | — |
| | 水 泳 200m 女 100m 操 体 ス ケ ー ト 男 3000m 女 1500m | 10分30秒 | 10分40秒 | 10分50秒 | 5分15秒 | 5分30秒 | 5分45秒 |

労働衛國体育制度少年級項目標準

附属書類(1) 重量挙げ標準

| 項 | 目 | 標準 | | 被験者の体重 被験者は自己の 体重により押し 挙げ又は引き挙 げをえらぶ | 労働制1級 | | 労働制2級 | |
|---|--------------------|----------------|----------|--|----------|----------|----------|----------|
| | | 少年 | 少女 | | 押し 挙げ | 引き 上げ | 押し 挙げ | 引き 上げ |
| | | 13—15歳 | 13—15歳 | | | | | |
| 1 | 60 m 走 | 9秒6 | 10秒6 | 50kg 未 満 | 30kg | 40kg | 37kg | 53kg |
| 2 | 400 m 走 | 1分25秒 | 1分40秒 | 50kg以上 56kg迄 | 35kg | 45kg | 42kg | 58kg |
| 3 | {走幅跳 又は走高跳 | 3.50m 1.10m | 3m 1m | 56kg以上 60kg迄 | 40kg | 50kg | 47kg | 63kg |
| 4 | 手榴弾投500g | 24m | 15m | 60kg以上 67.5kg迄 | 43kg | 53kg | 52kg | 68kg |
| 5 | {ソフト ボール投 12吋 | 32m | 21m | 67.5kg以上 75kg迄 | 45kg | 55kg | 57kg | 73kg |
| 6 | {縄又は竿のぼ り(手足使用) | 3m | 2m | 75kg 以 上 | 48kg | 58kg | 62kg | 78kg |

附属書類(2) 射撃標準

| 練習 番号 | 小銃種類 | 目 標 | 距離 M | 射撃 姿勢 | 使用弾数 | | 射撃時間 | | 標準 | |
|----------|-------------|----------------|---------|----------|------|----|----------|----------|-----------------|-----------------|
| | | | | | 試射 | 本射 | 試射 | 本射 | 1 級 | 2 級 |
| 1 | 軍用小銃 | 4号標的 | 100 | 依託 伏射 | 3 | 5 | 制限 なし | 制限 なし | 22 点 | 25 点 |
| 2 | 同 上 | 直径 30cm 黒点的 | 100 | 同上 | 3 | 5 | 同上 | 同上 | 弾着間隔 最高 25cm | 弾着間隔 最高 20cm |
| 3 | 小口径運 動小銃 | 7号標的 | 50 | 同上 | 3 | 5 | 同上 | 同上 | 25 点 | 30 点 |
| 4 | 同 上 | 直径 14cm 黒点的 | 50 | 同上 | 3 | 5 | 同上 | 同上 | 弾着間隔 最高 8 cm | 弾着間隔 最高 6 cm |
| 5 | 同 上 | 6号標的 | 25 | 同上 | 3 | 5 | 同上 | 同上 | 25 点 | 30 点 |
| 6 | 同 上 | 直径 7 cm 黒点的 | 25 | 同上 | 3 | 5 | 同上 | 同上 | 弾着間隔 最高 4 cm | 弾着間隔 最高 3 cm |

(34)

ス ポ ー ツ

スポーツ関係の方策も種々とられたが、まず選手強化の方策が講じられた。

1955年中華人民共和国体育運動委員会は「少年業余体育学校章程(草案)」(17条)と「青年業余体育学校章程(草案)」(17条)を公布し優秀選手の養成に乗り出した。

少年・青年業余体育学校設立の目的は、各章程の第1条に、「少年業余体育学校の目的は、余暇の時間を利用し、祖国を愛するという精神で少年運動員を教育し、身体の全面的発展を促進し、専門の運動技術を掌握させ、優秀な運動員を養成する。」、「青年業余体育学校の目的は、余暇の時間を利用し、青年の優秀運動員を養成し、思想を鍛練し、運動の技術水準を高め、併せて技術指導と審判員の初歩知識と技能を学ばせる。」とあるのを見ても明確である。

少年は13歳~17歳、青年は17歳~23歳の一定の技術水準に達した者を入学させ、授業時数は少年が週2~3回、毎回1時間半~2時間、青年が週2~4回、毎回2時間としている。

(35)

運動選手の資格を定める運動員等級制度は1956年4月28日に草案、1958年6月12日に「中華人民共和国運動員等級制度条例」修訂草案が中華人民共和国体育運動委員会から公布され、1958年8月1日から実施された。

この条例は8章25条からなっており、運動選手の技術水準を高めることを目的とし、27の種目について基準を定めている。⁽³⁶⁾

審判員の技術水準を向上させるための、「中華人民共和国裁判員等級制度条例」は、1956年4月28日に草案、1958年6月21日に修訂草案が公布された。

同条例は8章15条からなっており、審判員は国家級、1級、2級、3級の4階級にランクされることになっていた。⁽³⁷⁾

コーチの技術水準を向上させるための、「中華人民共和国教員等級制度条例（草案）」は、1958年6月21日に公布された。

同条例は8章15条からなっており、教員は国家級、1級、2級、3級の4階級にランクされることになっていた。⁽³⁸⁾

競技会の開催に関しては、1958年6月21日に中華人民共和国体育運動委員会から「中華人民共和国体育運動競技制度」（修訂草案）が公布され、競技会の種類、毎年の開催回数並びに競技種目、参加団体が定められた。

同条例によれば、競技会は、①総合競技会、②種目別選手権大会、③等級競技会、④対抗競技会、⑤通信競技会、⑥少年競技会、⑦系統別競技会に分けられていた。⁽³⁹⁾

卓球を盛んにするための、「青・少年に広く卓球競技会を展開するための通知」が、1959年11月23日に中国共産主義青年団中央本部から公布された。⁽⁴⁰⁾

- 注 (2) 毛沢東選集第3巻(1953年)、人民出版社、1083頁。
(3) 中央人民政府は1949年に中華人民共和国政府となる。
(4) 「中華人民共和国体育運動文件彙編一第1輯一」(1956年)、人民体育出版社(北京)、73～75頁。
(5) 前掲(4)書、10頁。
(6) 文部省調査局監修、「中華人民共和国教育法令」(昭和31年)、国民出版協会、23～28頁。
(7) 前掲(6)書、51～56頁。
(8) 前掲(6)書、56～60頁。
(9) 前掲(6)書、73～78頁。
(10) 前掲(6)書、78～82頁。
(11) 前掲(6)書、51頁。
(12) 前掲(6)書、73頁。
(13) 南京師範学院教育系編「教育学」(1959年)、江蘇人民出版社、93頁。
(14) 前掲(6)書、53頁。
(15) 前掲(6)書、74頁。
(16) 前掲(6)書、63頁。

- (17) 前掲(4)書, 143頁。
- (18) 前掲(13)書, 300~303頁。
- (19) 1958年10月25日公布。
- (20) 「中華人民共和国体育運動文件彙編—第2輯—」(1957年), 人民体育出版社, 115~116頁。前掲(13)書, 303頁。
- (21) 前掲(20)書, 145~146頁。
- (22) 前掲(20)書, 148頁。
- (23) 前掲(20)書, 134頁。
- (24) 前掲(6)書, 64~65頁。
- (25) 前掲(20)書, 144~145頁。
- (26) 前掲(20)書, 63頁。
- (27) 前掲(4)書, 7頁。
- (28) 前掲(4)書, 9頁。
- (29) 前掲(4)書, 49~51頁。
- (30) 前掲(4)書, 52~58頁。
- (31) 前掲(4)書, 91~110頁。
- (32) 前掲(20)書, 80~95頁。
- (33) 「新体育」1958年第21期号, 新体育社(北京), 30~32頁。
- (34) 同上。
- (35) 前掲(20)書, 152~158頁。
- (36) 「新体育」1958年第12期号, 新体育社(北京), 31~32頁。
- (37) 前掲(37)書, 29~30頁。
- (38) 「新体育」1958年第13期号, 新体育社(北京), 31~32頁。
- (39) 前掲(38)書, 32~33頁。
- (40) 大公報社人民手冊編輯委員會編「1960人民手冊」, 大公報社(北京), (1960年), 489頁。

3. 1960年~1966年

1958年に毛沢東の主張した「大躍進」が失敗し、1961年頃から劉少奇による調整政策がはじまり、その結果として、毛沢東派と劉少奇派の権力闘争が始まったのである。⁽⁴¹⁾

「大躍進」の失敗は毛沢東の主張する「三面紅旗」(1958年に毛沢東が提唱した社会主義建設における総路線・大躍進・人民公社化)の失敗である。

1959年に毛沢東は「三面紅旗」の継続を維持し、彭徳懐・鄧小平の主張を貫徹し、その点では勝利を取めたが、その勝利はみじめなものであった。

1960年に農業生産の凶作の局面を收拾するためにも自家保有地の回復、農村の自由市場の再開、賃金制度の改革を認めた。これは当初の人民公社制度の後退を意味するもので、毛沢東の完全な失敗であった。1961年1月に中国共産党の八期九中全会が開かれると、いわゆる大躍進の調整政策が実施に移された。

毛沢東はうちつづく失敗の結果、事実上門を閉じて時機の到来を待つ状態となっていた。そ

れに引きかえ、劉少奇が党内における副主席、国家主席、政治局副主席の地位にあって毛沢東の職権を代行するようになったのは当然のことである。しかも、劉少奇が立案した再調整政策はますます効果をあげ、破局に瀕した経済情勢は基本的に急テンポで好転するきざしをあらわしはじめた。ところが、劉少奇の成功にたいして、毛沢東はそれは彼の考える社会主義社会建設を崩壊に導くものであると受けとった。

党中央委員会の内部で劉少奇が多数の支持を得るようになったことは疑いをいれないところであり、これは党をうばい、政府をうばい、軍をうばうと毛沢東は受けとり、ついに文化大革命をまきおこしたのである。とくに、中ソ論争の激化は、ヴェトナム戦争について中ソの共同行動の必要を考えていた劉少奇と、それに反対する毛沢東との争いを激しくしていったのである。

文化大革命は生きるか死ぬかの権力闘争である。1966年4月頃には毛沢東派の主流派が勝利を収めているようにみえたが、実際には劉少奇派の実権派が依然として権力を握っており、少しも動揺していなかった。党の八期十一中全会が、1966年に北京で開かれたが、毛沢東の主流派はここで劉少奇の地位を蹴落すことに成功した。紅衛兵を起用したのは劉少奇を頂点とする実権派を批判してその地位をくつがえすためのものであった。

1960年から1966年にかけての政情はこのような状態であったので、体育・スポーツ関係の法令・条例はほとんど公布されていない。しかし、まったく公布されなかったわけではなく、学校体育・社会体育・スポーツについても若干は公布されている。

学校体育

学校体育については、1963年10月13日に国家体育委員会は「第4種の少年・児童ラジオ体操」を公布し、実施するように指示している。

第4種の少年ラジオ体操と児童ラジオ体操を公布したのは、1954年に第1の少年ラジオ体操、1955年に第1児童ラジオ体操を公布し、次いで1956年と1957年に第2、第3少年ラジオ体操、児童ラジオ体操を公布した。これらの体操は各地の小中学校で広く行われている。

第4少年・児童ラジオ体操は動作が新しく優美であり、少年、児童の特長と需要に適合している。

第4少年ラジオ体操は前の三つに比較して複雑になりややむずかしくなっており、第4児童ラジオ体操は簡単、活潑になっている。としている。

その他に小・中・高と同年代の青少年を対象にした指示も公布されているが、一般の青少年も対象として含まれているので、社会体育に関するものとして扱った。

社会体育

社会体育についてみると職場での体操と一般社会人に対する体育奨励の指示が公布されている。

国家体育委員会は1960年3月6日と4月7日に3種類の工員ラジオ体操と1963年4月17日に第4ラジオ体操を公布している。

3種類の工員ラジオ体操は、第1工員ラジオ体操は紡績工員を対象としており、第2工員ラジオ体操は鉄鋼所工員、第3工員ラジオ体操は炭坑の坑夫を対象としたものである。第1工員ラジオ体操は3月6日に、第2、第3工員ラジオ体操は4月7日に公布された。

これらの工員ラジオ体操は疲労回復と生産の向上ということを目的として公布されたものである。⁽⁴³⁾

第4ラジオ体操は、1951年、1954年と1957年に公布された。第1、第2、第3ラジオ体操を基礎としてつくられており、これらのラジオ体操に比較して変化が多く、運動量も稍大である。この体操は4分間で終了する。

第4ラジオ体操を公布した目的は、大衆の文化生活の活躍を拡大にし、体育活動の内容を豊富にし、人民の体質を増強するため、としている。⁽⁴⁴⁾

一般大衆の体育活動を発展させるために、国家体育委員会、解放軍総参謀部と共産主義青年団中央本部は、1965年5月14日に「大衆の水泳活動を強力に展開することに関する聯合通知」を公布し、国家体育委員会は1964年7月23日に「水泳、射撃、通信、登山の4種の活動を展開する指示」を公布している。どちらも人民の体質を増強し、生産労働と国防建設に服務させるため、としている。⁽⁴⁵⁾

国防力の増加のため軍事体育にも力を入れており、軍事体育増強の方策として、国家体育委員会、中国人民解放軍総参謀部、中国人民解放軍総政治部、教育部、総工会、中国共産主義青年団、全国婦女聯合から1964年6月2日に「軍事野営活動に関する聯合通知」が公布された。それは、1964年は中国の経済も好転している（1960年からの3年続きの凶作からの脱出）ので軍事野営活動を活潑に行うようにというものであり、一般軍事知識と技術訓練の他に政治教育も含み、適当に娯楽、体育活動も含ませる、というものである。⁽⁴⁶⁾

この軍事野営活動を一層充実させるために中国共産主義青年団中央本部は1965年5月5日に「青少年に広範に軍事体育活動を展開するための要求」を公布し、軍事体育活動を実施するための注意事項、実施方法、事故防止についての詳細について要求事項を明らかにし、軍事体育を実施する際の指標を示した。⁽⁴⁷⁾

この要求が公布されたということは、1964年の「軍事野営活動に関する聯合通知」により、軍事野営活動を実施しようとしてもその実施方法については暗中模索の所が多かったのではな

いかと考えられる。

ス ポ ー ツ

スポーツは1950年代の後半から強力にその発展が推進されて来たが、その政策は文化大革命まで続けられた。

国家体育委員会、教育部、共産主義青年団本部は1960年4月20日に「青少年に広範に陸上競技の競技会を展開するための聯合通知」を公布して、陸上競技を奨励し、1963年10月10日には「女子の卓球競技の普及と高揚に関する聯合通知」を公布した。⁽⁴⁸⁾これは、1959年11月23日に中国共産主義青年団中央本部の公布した「青少年に広範に卓球競技会を組織する通知」が女子に⁽⁴⁹⁾関しては十分ではなかったもので、1963年の聯合通知となったのであろう。1963年の聯合通知では、特に16才以下の女子の卓球競技会の開催について強調している。⁽⁵¹⁾

1958年6月21日に公布された「中華人民共和国教員等級制度条例(草案)」が改訂され、1963年5月10日に中華人民共和国体育運動委員会から「中華人民共和国教員等級制度」(6章、16条)として公布された。この改訂により中等程度の体育学校卒業生を有資格とする補佐教員の制度が設けられた。⁽⁵²⁾

また、1963年10月10日に中華全国体育運動委員会は、1958年6月21日公布の「中華人民共和国運動員等級制度条例」(修訂草案)、「中華人民共和国裁判員等級制度条例」(修訂草案)を改訂して公布した。この改訂は運動員等級制度の運動健将、裁判員等級制度の国家級は中華全国体育運動委員会が願い出により交付すると改めたものである。

また、運動員等級制度条例第3章第8条の規定に従って中国の技術水準の向上した種目の標準が改訂された。⁽⁵³⁾

記録の公認に関する規定の「各種競技の全国最高記録の審査及奨励制度」(7章、16条)を中華全国体育運動委員会は1963年5月30日に公布し、新記録は競技終了後1カ月以内に申請すると定め、新記録に対する表彰規定も定めた。⁽⁵⁴⁾

1960年から66年にかけては、国内の政治、経済状況の混乱から1960年までに公布されたものを補足するという程度に留まっていた。

注 (41) 1957年の整風運動と反右派闘争によって中国の大衆の生産意欲は未曾有に高まったが、さらに58年はじめに社会主義建設の総路線が提起されて、それが一段と民衆を奮起させ、また、気候条件もよかったので、1958年には工業生産額は前年比べて66%増加し、農業生産も25%増加した。中国ではこれを大躍進とよんだ。

(42) 大公報社人民手冊編輯委員会編「1964人民手冊」, 大公報社(北京), (1964年), 620頁。

(43) 大公報社人民手冊編輯委員会編「1960人民手冊」, 大公報社(北京), (1960年), 490頁。

(44) 大公報社人民手冊編輯委員会編「1963人民手冊」, 大公報社(北京), (1963年), 418頁。

- (45) 大公報社人民手冊編輯委員會編「1965人民手冊」, 大公報社(北京), (1965年), 670~671頁。
- (46) 前掲(40)書, 621頁。
- (47) 前掲(43)書, 674頁。
- (48) 前掲(41)書, 489頁。
- (49) 前掲(40)書, 620~621頁。
- (50) 前掲(41)書, 489頁。
- (51) 前掲(47)。
- (52) 前掲(42)書, 415~416頁。
- (53) 前掲(40)書, 619~620頁。
- (54) 前掲(42)書, 416~417頁。

4. 文化大革命の期間とそれ以後

文化大革命において毛沢東が紅衛兵を起用したのは、劉少奇を頭とする実権派、つまり党書記の独裁体制に造反するという性格を持っていた。紅衛兵出現の初期には一部紅衛兵の行きすぎから一時無政府状態(55)におちいり、造反派のなかにも分派の抗争がはげしく起こった。毛沢東は地方に、革命的大衆組織の責任者、現地駐屯部隊の責任者、党と政府機関の革命指導幹部の三者が協力して、いわゆる三結合による革命委員会を組織させ、この混乱を收拾しようとしたが、その組織は難航し、人民解放軍の圧力によって辛うじて各地に革命委員会が成立し、1969年に九全大会を開くことが出来た。

文化大革命を収束するために開かれた中国共産党第九期全国代表大会(九全大会)において劉少奇の追放、林彪の毛沢東の後継者としての位置が確定し、改正された中国共産党党章において、党員の資格として、貧農・下層中農がまずあげられたことは毛沢東の悲願(56)であろう。

九全大会が成立はしたが、破壊された党の再組織はひじょうに困難であり、地方の派閥抗争は九全大会後も決して終らず、1969年7月には山西省で大規模の武闘がおり、中央から厳重な布告を行わねばならなかった。

一方、文化大革命の主動者であった文化革命小組と、人民解放軍との間にも対立が生じ、結局、文化革命小組を肅正整理しなければならなくなり、紅衛兵も多くは辺地に送られ、そこで労農兵の監督下におかれることになった。

毛沢東の文化大革命の理想はいろいろの抵抗をうけたために後退を余儀なくされ、改心した旧幹部を大量に復活して党部のとりまとめにつとめ、三結合(革命幹部の代表・軍の代表・革命的大衆の代表)を推進し毛・林体制の確立に努め、革命委員会が全国の各省から末端組織まで成立し、毛・林体制も確立され、文化大革命も一応仕上げの段階に入った。

1970年8月23日~9月6日に開かれた中国共産党第九期中央委員会第二総会(九期二中総)のコミニケは適當の時期に全国人民代表大会を開くと発表した。(1974年12月まで開かれていな

い。)

この九期中総で新憲法草案が検討された際に林彪が陳伯達としめし合わせて強硬に「国家主席設置論」を持ち出したといわれている。かつて毛沢東は国家主席の地位を退いて劉少奇にその地位をゆずり、自分は党主席に専念した。その意図は後継者養成という点にあったが、結果的には当初のねらいとはかけはなれた事態が生じ、これが党内における二つの路線の闘争に発展し、文化大革命の遠因になったといわれている。

林彪が国家主席設置論を持ち出したのは党副主席の地位にある林に国家主席の地位が廻ってくることを計算していたといわれ、その裏には党と国家の最高権力をのっとる野心と陰謀がかくされていたといわれている。

九期中総では国家主席設置論は実現しなかったが、陳伯達は攻撃の的となり暗に林彪は批難され、更生が求められていた。しかし、林彪はそれを無視して反対の方向へとテンポを早め、1971年3月にクーデター計画「五七一工程紀要」(中国語では五七一工程と武起義<武装蜂起>は同音)をつくり、9月8日に武装クーデターを起こして毛沢東を謀殺しようとした。しかし、計画は失敗に終り、林彪は9月13日ソ連に逃れる途中モンゴルで墜死した。

1973年8月24日～28日中国共産党第十回全国代表大会が開かれ、中国共産党規約を改正し、「老年、中年、青年の三結合」を強調し、批林整風を推進決定している。この決定に従い、1973年から74年にかけて批林・批孔運動が力強く展開されている。

文化大革命により総ての機能は一時停止したが、体育・スポーツ界は大打撃を受けたものの一つである。

文化大革命の始まった時の中華人民共和国体育運動委員会的主席は賀竜で、副主席は榮高棠であり、榮高棠が実際上の責任者であった。また、榮高棠は北京市党委員会の第二書記であり、劉少奇派に属し、彭真北京市長とは同系列に属していた。そのために彭真北京市長の失脚、劉少奇に対する攻撃の激化につれて榮高棠に対する批判と共に、体育・スポーツ関係者に対する攻撃も激しくなっていた。

現在文化大革命後の安定の段階に入ったとはいえるものの、未だ事態は流動的であり確定的ではない、全国人民代表大会が開かれれば法令も公布されるだろうと考えられるが、文化大革命から現在までは法令としてでなく指示として出されているのみであり、また、毛沢東の文化大革命以前の指示を引用して事をはこんでいるのである。

学校体育

1966年6月13日に国務院は大学・専門学校の学生募集の半年延期を公表し、その間に大学・⁽⁵⁷⁾専門学校の入学試験方法を改革することを決定した。小・中学校に対しては文化大革命に参加

させない方針をとっていたが、紅衛兵の出現と紅衛兵の大交流によって事実上は小・中学校も閉鎖されてしまった。

1967年2月4日に中国共産党中央委員会は「中国共産党中央委員会の小学校のプロレタリア文化大革命に関する通達」(草案)で、春節(旧正月)以後小学校を再開することの通達を出した。⁽⁵⁸⁾2月11日には「中学校でのプロレタリア文化大革命に関する意見」(草案)を全国に通達し、⁽⁵⁹⁾3月1日から中学を再開するよう指示した。

これらの通達で一部の学校は再開されたが、全面的に小・中学校が再開されたのは1968年になってからであり、大学・専門学校が学生を募集したのは1970年からである。

文化大革命後の教育は、毛沢東の1966年5月7日の指示(いわゆる「五・七指示」)⁽⁶⁰⁾と1968年8月の最新指示、並びに中国共産党第八期中央委員会第十一全体会議(十一中全会)で1966年8月8日に採択された「プロレタリア文化大革命についての決定」(16条)⁽⁶²⁾に従って修業年限の短縮と教科の整理統合が行われているが、現在も流動的で未だ正式決定は出されていない。⁽⁶³⁾

学校体育についての規定は何も出ていないが、1957年2月27日の毛沢東の「我々の教育方針は、教育を受ける者を、徳育、知育、体育のいずれの面でも成長させ、社会主義的自覚をもつ、教養をそなえた勤労者に育てあげることである。」の言葉により重要な教科として採り上げられており、また、「五・七指示」で軍事も学ばなければならないとあるので、体育は軍事教育に直結するものとして扱われている。⁽⁶⁴⁾

社会体育とスポーツ

文化大革命以後の社会体育とスポーツは、1952年6月10日の中華全国体育総会成立大会での毛沢東の題詞(畫幅の上に題した言葉)の「体育活動を発展させ、人民の体育を向上させよう。」⁽⁶⁵⁾と、1967年9月23日の「人民日報」に載った毛沢東の言葉の「体育は六億人民の健康にかかわる重要なことがらである。」⁽⁶⁶⁾の二つによって指導されている。

社会体育の実施にあたっては、1971年9月1日の「人民日報」に載った毛沢東の「体操、球技、駆足、登山、水泳、太極拳をはじめ、さまざまな体育活動を行うこと、つまり、出来るものならなんでも提唱しなければならない。」の言葉の線に従って各地の実情に則し、各人の年齢に適したものを実施するように指導している。⁽⁶⁷⁾

社会体育も毛沢東の「警戒心を高め、祖国を守ろう。」の指示により民兵活動と直結しているものもある。

スポーツに関しては文化大革命後何の指示も出されていないが、社会体育に関する指示をスポーツに対するものとしている。

中国の体育・スポーツに関する法令・条例

- 注 55) 造反有理・革命無罪の熟語で使用されている。造反有理・革命無罪は、謀反には道理があり、革命には罪がない、という意味。
- 56) 第2章党员，第1条……年満18歳の中国工人，貧農，下中農……。
- 57) 「北京周報—1966年26号—」北京周報社，3頁。
- 58) 中国研究所編「新中国年鑑—1968年版—」（昭和43年），東方書店，299頁。
- 59) 前掲58書，300頁。
- 60) 「北京周報—1967年47号—」北京周報社，16頁。
- 61) 「北京周報—1968年35号—」北京周報社，2頁。
- 62) 「北京周報—1966年33号—」北京周報社，13頁。
- 63) 5・2・2・職場・2～3が原則とされているが，未だに小学校が6年の所(上海)，5・3・2(北京)等まちまちであり，教科についても旧のままのところ，簡素化したところとさまざまである。
- 64) 「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」(「毛主席語録」外文出版社<1966年>)，225頁。
- 65) 發展体育運動，增強人民體質。
- 66) 体育是關係六億人民健康的大事。
- 67) 丸能做到的，都要提倡，做体操，打球類，跑跑步，爬山，游水，打太極拳及各種各色的体育運動。

5. む す び

中華人民共和国の国家成立から現在までの25年間の体育・スポーツに関する法令，条例，通達，指示について述べたが，国家成立から1960年までは，国家建設の時期に当り，まず保健思想の普及，次いで学校体育，社会体育の充実という方針がとられ，1955年頃からスポーツの普及に乗り出し，1958年には競技会の開催を定め，運動選手，審判，コーチの等級制度を決定し，体力検定の「労働衛國体育制度条例」を定めた。

1960年から66年の間は，1958年に毛沢東の主張した「大躍進」の失敗と3年続きの凶作のため，劉少奇が調整政策を実施し，経済を復興させた。毛沢東はうちつづく失敗の結果門を閉じ時期の到来を待つ状態となった。劉少奇は党副主席，国家主席，政治局副主席の地位にあって毛沢東の職権を代行するようになった。

劉少奇の成功に対して毛沢東はそれは彼の考える社会主義社会建設を崩壊に導くものであると受けとった。党の中で劉少奇が多数の支持を得るようになったことは疑いをいれないところであり，これは党をうばい，政府をうばい，軍をうばうと毛沢東は受けとり，ついに生きるか，死ぬかの権力闘争の文化大革命をまきおこしたのである。

このように経済政策の失敗，凶作，それにともなり政状の不安と続けば，体育・スポーツを顧みる余裕はないわけである。そのため，この時期には体育・スポーツ関係の法令，条例，指示，通達もほとんど出されておらず，1960年までに公布されたものを補足する程度のものが公

中国の体育・スポーツに関する法令・条例

布されたにすぎない。それは新種の学校向けラジオ体操、工員の職種別ラジオ体操と社会体育としての水泳を始めとするスポーツの奨励、並びに1958年に公布した選手、審判、コーチの等級制度の改訂等であるが、その他に軍事教育につながるものが二つ公布されている。

1966年から現在にいたる間は、権力闘争の文化大革命で劉少奇の実権派が敗れたが、一時は無政府状態におちいり、毛沢東は三結合によって革命委員会を組織させ混乱を收拾しようとしたが難航し、人民解放軍の圧力によって辛うじて各地に革命委員会が成立し、1969年に九全大会を開くことが出来た。

しかし、その後も混乱が続き、安定の方向に向ったのは1970年後半である。1971年9月には未遂に終わったとはいえ林彪のクーデター計画があり、1974年末までには人民代表大会も10年間開かれていない。

1966年に閉鎖された学校も小・中学校は1968年には全面的に、大学・専門学校は1970年に再開されはしたが、未だ流動的で、学年の短縮、教科の簡素化の確定的なものは出されていない。

このような社会状態であるので、法令、条例、指示、通達は公布されず、僅かに文化大革命以前、或いは以後の毛沢東の指示、発言、または、二、三出された通達により体育・スポーツは運営されているのである。

注 (68) 革命的大衆組織の責任者、現地駐屯部隊の責任者、党と政府機関の革命指導幹部の三者の協力。

(49年12月30日)

附記 本稿は昭和49年慶應義塾学事振興資金による研究である。